

令和8年7月31日

見積の提出を求める公示

分任支出負担行為担当官
中部空港事務所長 柳澤 裕司

次のとおり、オープンカウンター方式による見積もり合わせに付しますので、見積書の提出を募集します。

1. 契約件名 ブロア組立外13点購入
2. 履行期間 契約締結日の翌平日から令和9年3月19日まで
3. 履行場所 中部空港事務所(愛知県常滑市セントレア1丁目1番地)
4. 調達内容 仕様書のとおり
5. 見積合わせに参加するために必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 見積書の提出期限から見積合わせ実施日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
なお、令和7・8年度国土交通省一般(指名)競争参加資格又は令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)を有していない者にあつては、見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間に、大阪航空局長が指名停止期間として措置を講じる原因となった不正又は不誠実等の事案に関与した者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 資格適合・無効
見積書(別記様式2)又は電子調達システムで見積書を提出する場合は誓約書(別記様式3)の提出をもって5. (1)～(4)の資格に適合していることを誓約したものとみなす。見積合わせ実施日において、5. 見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者が提出した見積書は無効とする。なお、見積書の提出期限までに5. 見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者であっても見積書を提出することはできるが、見積合わせ実施日までに適合していることを確認できない場合は、提出した見積書は無効とする。

7. 見積書の提出期限等

- ・紙媒体及び電子メールによる場合

中部空港事務所 総務課 令和8年8月20日(木) 17時00分

持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積を認める。なお、見積書の提出にあたっては、電子メールでの提出以外は見積書を封筒に入れ、封印のうえ、必ず件名及び提出者名を明記すること。また、見積書を代表者印等の押印を省略し責任者及び担当者の連絡先を記載して提出する場合においては、電子メールでの提出も可とする。見積書の様式は指定様式(別記様式2)とするが、記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る全ての諸経費等を見積もった契約希望金額を記載し、上記日時までに、上記提出場所に提出しなければならない。

ただし提出期限日に必着であること(電子メールでの提出の場合は、提出期限までにメールでの提出が確認できること)。提出期限日に提出されない見積書は再配達を要した等のいかなる理由であっても無効とする。

- ・電子調達システムによる場合

令和8年8月20日(木) 17時00分

提出場所 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システムで見積書を提出する場合は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る全ての諸経費等を見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、上記日時までに、上記提出場所に提出しなければならない。その際、併せて誓約書(別記様式3)を提出しなければならない。

8. 見積合わせ実施場所・日

中部空港事務所 総務課 令和8年8月21日(金) 14時30分

9. 見積内訳書の要否(要の場合、見積書の提出時に内訳書を添付すること。内訳書が添付されていない見積書は無効とする。)

否

10. 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

11. 契約書(又は請書)作成の要否

要(請書)

12. その他

- ・見積書合わせ実施日に5.(1)~(4)に適合しない者の見積書は無効とする。
- ・本件参加にあたっては、「航空局オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。
- ・本件参加にあたっては、13.に記載の問い合わせ先から直接仕様書を入手すること。

13. 仕様書、見積書(別記様式2)、誓約書(別記様式3)の入手先及び契約条件及び納入品に関する問い合わせ先

〒479-8787 愛知県常滑市セントレア1丁目1番地

中部空港事務所 総務課 TEL:0569-38-2182 Mail: cab-chubu-kaikei@ki.mlit.go.jp

仕様書等を電子調達システムにより交付する。電子調達システムによる仕様書等のダウンロード方法については、以下を参照のこと。

https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/file/how_to_DL.pdf

電子調達システムの交付方法による入手ができない者は、上記に問い合わせること。

※電子調達システムにおける注意事項

① 電子調達システムにより提出する場合は、下記のアプリケーションソフトを使用すること。

〈1〉使用アプリケーション

[1]「一太郎」

[2]「Microsoft Word」

[3]「Microsoft Excel」

[4]その他のアプリケーション

・PDF ファイル

・画像ファイル(JPEG 形式及びGIF 形式)

・上記に加え特別に認めたファイル形式

〈2〉ファイルの圧縮方式

LZH 又はZIP 形式を指定する。但し、自己解凍方式は指定しない。

〈3〉データ容量の制限

電子調達システムにて提出する際のデータの容量は3MB を限度とし、容量を超える場合には、提出場所へ持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送する(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。)ことにより行うものとする。

② 電子調達システム障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

【システム操作、接続確認等の問い合わせ先】

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683(ナビダイヤル)

03-4332-7803(IP電話等をご利用の場合)

電子調達システムホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

【ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先】

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。

ただし、申請書及び資料の提出期限、入札等の締め切り時間が切迫している場合等、緊急を要する場合は、13に示した機関へ連絡すること。